

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

## 見守り 新鮮情報

### 第136号

自宅に来た営業マン風の男性に「金を買っておくといいですよ」と勧められた。昔、金を買った経験もあったし、とても感じのいい人だったので買うことにした。業者に**約500万円**を渡したが、現物はどこに保管されているのかと疑問に思い、弟に相談した。弟が契約書を確認すると、約

500万円は**頭金**のようなもので、残りは**月6万円**ずつ**25年間**積み立て、**全額を支払い終えたら現物を受け取れる**という**総額2000万円以上**の契約だった。そんなに高額で長期の契約だとは思わなかつたので**解約**を申し出ると、契約時の手数料**約200万円**を差し引いて返金すると言われた。納得がいかない。(80歳代 女性)



## 金の購入契約、受け取りは25年後!?

### ひとこと助言



- 電話や訪問で「金が値上がりしているので必ずもうかる」「金のこつこつ貯金はいいよ」などと勧められ、長期間分割で代金を前払いする、金の購入契約に関する相談が寄せられています。
- 80歳代の人が25年かけて支払うと、金の現物を受け取るのは100歳を超えてからということになります。また、25年の間に業者が倒産するなどのリスクもあり、必ず受け取れるという保証はありません。
- 事例のように、後で長期の契約だったことに気づき、中途解約したら高額な手数料を差し引かれたなどというケースも目立っています。
- 業者の説明をうのみにせず、契約前に書面等でもよく確認し、その場で契約することはできるだけ避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。